

令和5年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年6月8日から令和5年6月16日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年6月16日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財政課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	監査委員	仙波利郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

なお、五十嵐子ども課長より、所用のため欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7番、佐藤宗太君、8番、山口享君のお2人を指名いたします。

◎議案第33号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第2、議案第33号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようです。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第34号「町道路線の認定について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号「町道路線の認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第35号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

歳出の中で11ページです。11ページの一番上で、負担金、補助及び交付金の中、交付金、地域づくりで新たに196万8,000円の補正の説明がありましたが、実際にこの地域づくりでの補正ということは、何らかのきっかけとかあったのか伺いたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

今ほどの地域づくりの補正につきましては、課題解決型地域づくり交付金、これは令和4年度から各地区に50万円ずつを交付しております。こちらについては、3月末で事業費の執行が確定いたしました。その地区ごとに執行残がございますので、これは一旦お返しをいただいて、繰越分については再度地域のほうに交付させていただくということで7地区分の190万円という金額になっておりますので、令和5年度も引き続き課題解決に当たっていただきたいというものでございます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

そうしますと、各地区のお返しになってもらった金額は、また別で、個々異なると思いますが、そのままそっくりまた使っていただく、検討していただくということでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

地域によっては執行率がまた全然違いますので、地域によっては前年度残った分をそっくり今回交付しまして使っていただくということになります。なお、執行率につきましても、多いところで言うと90%近くの執行もございますが、また、じっくり取り組み

たいというところについては、まだ4%、ほとんど4%しか執行していないというよう
なところもございますので、それは地域差が出てきております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

私も同じ部分なんですけども、これについては、各コミセンの先ほども言われた地域
課題の解決型の部分の返納分だということ。一つ例に挙げますと、八幡地区ですと、
やっぱり半分以下の執行率なんです。それをまた合わせて、確認の意味ですけども、新
年度50万と合わせて、その返納分、例えば20万だったら20万円、これをくっつけて70万
円で各コミセンに入るということでよろしいのでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今、八幡の例ございました。八幡については、前年度50万円の交付金に対しまして、
執行額が23万8,000円ということで執行率は半分以下ということになっています。地域
づくり、課題解決型の50万円については、当初予算でもう措置しておりまして、地域の
ほうには交付しておりますので、改めて執行残分については今回予算化をしまして、ま
た地域のほうに交付をするということになります。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

コミセンの総会の中で、これ、特別会計、本予算でも上がっていき、特別会計でも
説明があったんです。ですから、これについては中身についても重々承知しています。

ただ、半分以下の執行率、これ、各コミセン7地区ありますけども、どのような状態
かは各地区によって違うということで、これは毎年毎年繰り越し、1回戻して、また合
わせて出すような、そういった形で今後も続くのでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

基本的には執行残については、一旦お返しいただいて交付する、再度交付するという形と、基本的には毎年の50万円は保証させていただくということになりますが、一つルールとして決めさせていただいているのが、繰越分も合わせて100万円までというふうにしておりますので、例えば、今回八幡だと70万円を超える金額があつて、70万円がそっくり執行残になったとしても、今度令和6年度はやはり上限は50万円、当該年度の50万円と合わせまして100万円というようなルールは決めさせていただいております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

33ページの一番下、機械器具類、一般機械器具で、送迎バスの置き去り防止で県からいただく10分の10のやつだと思うんですけども、町の幼稚園バスは運転手のほかに一般の方、おばちゃんみたいな方が必ず乗って、必ず見ていると思うから、それ必要ないのかと思うんですけども、やっぱりこういうのは必要なんでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議員おただしのとおり、朝の送迎に関しては添乗員が乗って、きちんと園児の安全を確認して実際に対応しているところです。

しかし、この機会に県の補助金をいただいて送迎バス改修支援事業ということで、より安全を確保するためのそういう装備をつける補助金が10分の10でありますので、それを活用して、車内の置き去り防止に安全を期したいというものであります。

なお、どういう装置かといいますと、スイッチを切りますと、車内点検を行ってくださいというアナウンスが流れます。そして、運転手が、または添乗員が、再度後ろに行って、そのボタンを押すと、そのアナウンスが切れるという。そして10分間、後ろのブザーと消すのを押さないと、今度は車外のほうにスピーカーが流れて警報のアナウンス

が流れるということで、より安全に車内の園児の状況を確認できる装置ではなかろうかなと思っています。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

歳入の4ページなんですけども、未来を描く市町村などの支援事業の補助金が34万ほど減っていますが、説明が、私、ちょっと分からなかったのも、これは移住・定住なども含めてでしょうか。説明をもう一度お願いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

こちらについては電源地域振興財団からのソフト事業に対する一つの補助金ということで、内容として、やはり震災からの復興というものが目的とされて交付されておまして、3分の2の補助率になっております。

町は、昨年申請したものが通りまして、一つとしては移住体験ツアーということで、首都圏や町外からの方をお招きして、坂下町の移住を希望する方に坂下での生活や坂下のよさを知っていただくというところを2回ほど実施するものと。あとはラジオ等媒体に載せて坂下のPRをしていくというようなものが、まず1点ございます。二つ目としては、スキー場の再利用ということで、スキー場の利活用について検討して、可能性調査というものをこの補助金を使って実施するということであります。

今回の減額については、県全体で少し補助金が圧縮されたということで、町の分について、これは坂下だけじゃなくて、全県的に、この補助事業を活用しているところについては圧縮をされたというような内容でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

25ページの一番上、商工費の中のばんげ応援商品券配布事業7,841万円についてです。
これのうち具体的な実施時期または内容について伺います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

ばんげ応援商品券事業につきましては、まず該当となる町民の方の基準日を6月1日と定めさせていただきまして、この定例会におきまして補正予算の議決をいただきますと、来週から早速事務手続を具体的に進めていきたいというふうに考えております。

そうですね、8月中旬頃までには第一段階の商品券が町民の方のお手元に届くということを目指してスケジュールを組んで進めていこうというものでございます。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

前にも少し提案といいますか、お話ししたことがあったんですが、1世帯当たり5,000円なんじゃないかな。5,000円のうちの内訳として2,000円は商店街で使う、小売、個人営業店で使っていただく。3,000円は共通券というような区分けがあったと思うんですが、その基準の見直しはどうかというお話をしたことがあったんですが、それについてはいかがでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議会全員協議会におきましてのご意見を踏まえまして、その辺の内訳につきまして検討をさせていただきました。結果といたしましては、前回同様の割合で行いたいということにいたしました。この商品券は当然、消費活動が活性化することによりまして商店や事業所への好影響というものは当然期待されるものでございますけども、一義的にやはり町民の生活を支援するものであり、当然地元の商店の方々へも町民として配布されるというような形で、使い勝手とかということを重視して、3,000円、2,000円という

割合のままで今回も実施したいということであります。地元店ではお分かりでしょうが、5,000円全額が使うことができ、その中の3,000円が共通券として大型小売店でも使えるという仕立てになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

29ページ、消防費ですが、その中の防火水槽で袋原地区の851万4,000円ということで、対応が早いなど。火災があつて、その反省を踏まえてのことだと思ふんですが、上水道への支援も併せた形で考えているのかなというふうに思つたんですけども、それは全く関係ないということで理解してよろしいでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今般の袋原での火災を受けて、やはり上水道がいつていないと。無給水地区でございますから、当然火災が起こつた際には、その水源の確保がままならない地区ではございます。今回補正で地下埋設型の防火水槽を設置するということでございまして、上水道とは全く切り離して考えてございます。

ただ、町としては、そこに水を注入しなきゃいけないという部分で、それ専用ではございませんが、今の今年度予算で給水車のほうを購入予定でございまして、納車され次第給水車において防火水槽へ注入をさせていただくような予定を組んでおります。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

ということは、結果的には飲用水としての活用できるかもしれないというふうに考えてよろしいですか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

かねてより、袋原地区におきましては様々な地下水からの浄水機能ということで補助させていただいております。新たに、今、制度設計をしている途中でありますが、1回水道管から出た部分については生活用水という位置づけになってしまいます。生活用水の部分、生活用水ですが、袋原の各家庭に供給できないかということで、各家庭に受水タンクを設けながら給水できないかという部分では、今、制度設計を進めさせている途中でありますので、今年度中にある程度、制度設計ができれば、各袋原区さんのほうに説明会を設けさせていただいて、どのぐらいの需要があるのか。工事費としてはどのぐらいかかるのか。補助的にはどれだけかかるのか。例えば生活用水として、そこに給水した場合、1トン当たりどのぐらいいただくような形になるのかも含めて制度設計を進めているという途中でありますので、いましばらくお待ち願いたいというふうに思います。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

全く違うことで4ページです。農林水産業費、県補助金の地域計画策定ということで、これまで各地域の多面的組織の実質化ということで進められてきたものが地域計画を策定するというふうになって、全額予算が増になっております。この地域計画策定のこれからの計画というか、何年で、それぞれに策定、町がもちろんやる部分もあると思うんですが、進め方について説明をいただきたいと思います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

地域計画についてでございます。これは議員おっしゃるとおり、いわゆる人・農地プランと言っていたものの実質化が叫ばれておりましたけれども、それを今度は法定化して町が定めなければならない計画であるというふうに定義したのが、いわゆる地域計画でございます。

町といたしましては、来月には各行政区、区長さんなど役員の方に対しての説明を始めていきたいというスケジュールからスタートいたします。区の方、お集まりいただい

てお話し合いの場を何回かにわたって持たなければならないというふうになっています。しかも、それは何月何日に、どここの行政区に行く、ということを公表した上で行かなければならないという、いろいろ規定もございますので、その辺計画的に、地区のほうにもあまりご負担をかけないような形で、うまく回りながら話を進めていきたい。

令和6年度末までに全行政区に定められるということを目指しておりますけれども、まず私どもは、人・農地プランを策定して実質化のほうまでいっているよというような先進的な地区を、まずモデルケースとして、まず先にやっていきたいなと思っていますし、中山間の直接支払いの協定につきましても、同じような戦略というものを立てなければならぬことになっていますので、その辺と併せて、別々にやっている必要はないので、やはり中山間の6集落協定も優先的にまずは回ってみたいと、そんなように考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

29ページです。先ほど袋原地区の防火水槽の件で説明があったんですが、それに関することなんですけれども、袋原地区は今年2月にあったんですけど。あと令和3年8月にはマルト建設の火災がありました。あのときも実は水の、消火器というのか、すごく消火に、初期消火に手間取ったなというイメージが今でも残っています。町内全体の防火水槽であるとか、その水回りの、そういった計画とか、そういうのがもしあって、今回は袋原地区が該当するのかどうかの質問なんですけど、全体の計画というのは今後どうなさっていくつもりなのか伺いたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、坂下町の全体的な防火計画につきましては、今現在の家が建っていたり事業所があったりということで、日々変わっている状況でございます。今年度か来年度の頭には、国道49号線の新富町の北側には新館の消火栓があるわけなんですけど、やっぱり距離があって、あそこにはガソリンスタンドあって、高いところがあるというような形で、設置当時と町の様相も変わってきているというような状況の中で、消火栓を設置していきたいという具体的な計画を今現在は持っています。全体的な計画に

つきましては、今現在、消火栓、また自然流水、また貯水槽、あと貯水槽に対しては地下も含めてなんですが、それらの老朽化、あと使い勝手の悪さという部分もございしますので、消防団と全体的な見直しはしていかなければならないんじゃないかということは協議してございます。

特に、通常の貯水槽に関しましては、どうしても汚泥だとか石が入ってしまう。常備の消防ポンプについては、そこから水を上げると、どうしてもやっぱり汚泥や石を吸い込んでしまってポンプが動かなくなる危険があるということで、常備等の話合いの中では徐々にではありますが、地上式の消火栓を、地上式の貯水槽を地下にするか、または消火栓にするかということについても、要望等話合いを始めておりますので、大至急その辺については、方針と、あと整備計画については策定をしていかなければならないというふうに思っておりますので、近日中にそこについては具体的な協議に入ってまいりたいというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

了解をいたしました。あとは、既存の防火水槽が本当に機能するのかどうか。最近では、露出しているところは魚がいたりするんでしょうけれども、埋まっているところはなかなか分からないという現状かなと思います。ただ、マンホールがちょっとあって、その下が一体どのくらいの汚泥がたまっているとか、なかなか分かりにくいところがあるので、そういったチェック体制といいますか、そういったことも講じる必要があると思うんですが、それも含めてということで考えてよろしいでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

地下式の貯水槽につきましては、地域の消防団、また地域の方々に定期的に汚泥の除去をしていただいているところもありますが、それがなかなかできていないところもございします。実際、若宮地区のある集落では消防団員が少なくて、それができないと。ずっとたどっていくと何年もやっていないことが分かって、放射能とか、それらの時期もまだやっていなかったんじゃないかというおそれもあるとあって、なかなか消防団にやってくれとも言えないというふうに言われている地区がございしますので、それらについては法定的な手段を取りながらも、汚泥の引き抜きというような形で定期的に地下貯水槽については対応していくことも考えてございます。まず初めに、今年度については、

その申入れがあった地区の汚泥の引き抜きを实际やる計画となっています。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

同じく防火水槽の件についてお伺いいたします。

防火水槽については、私が平成30年6月に防火水槽の設置に取り組みということで、一般質問をしております。まず、防火貯水槽の設置事業の取組。あと防火貯水槽への国庫補助の活用ということで質問しています。これは朝立地区の火災と、あと日経新聞の2018年3月19日の記事で「防火水槽整備へ支援拡充、消防庁20年で不足解消」という記事があり、それを参考に質問したものです。

それで、それを見比べながら今回見たところ、令和5年版の消防防災施設設備の整備のための財政措置活用の手引きというのを見てみました。あと、消防防災施設整備費補助金交付要綱というのも見えてみました。令和5年版ですね。

これによりますと、40立米についての国庫補助についてのことが述べられております。今回、この財源措置については一般財源と地方債ということで、いわゆる国・県の支出金は一切考えていなかったということではありますが、なかなか財政に窮している坂下町ですので、いわゆるこういった国庫補助金を大いに活用するべきでないかと思うんですが、それが活用できなかったのか、お伺いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、施設整備については財政措置のあるものを優先的にやっていきたいというふうな考えは基本的に持っていますが、今回のこの防火水槽については、袋原地区で発生した火災が基本的には消火栓がないことにより防火水槽で対応していたと。その防火水槽も自然流水をもって貯水をしていた。また、火災発生が冬期間であったことによって自然流水も全くなく、枯渇したところで火災が発生したということで緊急性がございましたので、それらの補助の採択を待たずに町単独でやろうということで、例外的な措置であったということについて、ご理解いただきたいというふうに思います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

予算を採択していただくとなると、これからだと来年でないと無理だと思いますけども、大変な町にとっては出費でありますので、1年ちょっと待っていただいて、いわゆる有利な補助金を活用できないのか。そこについて、緊急性のほうが優先するのか等てんびんにかけて、もう一度地域の方と話し合って、有利なことが、財政的に有利なことを優先できないのか、考え方について、再度お伺いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおりでございます。今回の地下貯水槽の設置に関しましては、地元の方々と話し合いをさせていただいた中で、どうすれば今現在あります露出式の貯水槽に水がたまった状態で通年確保できるかということについて協議をしました。

実際あそこで阿賀川から農業用のポンプで水を揚げて、村の中、水を回すというような状態になっております。これも冬期間を定期的に水を揚げて、それらの追水で水の確保をするということを考えると、800万円以上の電気代とメンテナンスがかかるという事実も分かったものでございます。

それで実際、このままにしておくことはできないと。住民の不安を取り除くためには、そのままにしておくことはできない。消火栓の設置に何年かかかったしまう間、水を確保するために電気料とメンテナンスをかけてやるとなれば、これ以上お金がかかってしまうという結論に至りましたので、今回については、このような形で地下貯水槽の設置を判断としたということについてご理解をいただきたいというふうに思います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

早く言えば、私が平成30年に一般質問をしたときのことが生かされていなかった。たまたま偶発的に、そこで起きたからかもしれませんけども。朝立地区も水が不足してありました。それで山火事になってしまったということがあります。あと、かつては気多宮も火災があったとき、そうでした。堤からということで非常に水利が悪かったという

ことはありますので。かつては防火水槽って、30年くらい前にはよく毎年毎年いろんなところに造っていたわけです。やはりもう一度防火水槽について、水利が悪いところについては、こういった有利な国庫補助、そういったことを使うような取組をすべきじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

これは全ての事業に当たるわけでありますが、町の事業計画、あと進捗状況に合わせまして有利な財源は活用してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

26ページです。下から2番目なんですが、道路新設改良費で工事請負費、道路整備、今回1,050万円、7路線という説明を受けました。今まで道路の整備などについても、計画的に、年次計画ですか、複数年計画でやってこられたと思います。その際には、大体1路線当たり130万円相当として対応できる、コスト的にも、それから期間的に対応ができるということの説明だったと思います。今回7路線ですと、大体1件当たり280万円、300万円ちょっと弱ぐらいでしょうか、こういう金額になると、また設計金額であるとか、そういったもろもろがかかってくるかなと思ったんですが、今回の7路線については、どのような整備単価かを伺いたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回補正で予算計上させていただきました7路線については、路線ごとに金額が異なりまして、全体でいいますと、15工区では130万円掛ける15工区分予算措置をしてございます。ただ、全てが130万円満額ではございませんで、路線によっては2工区に分けて随意契約でいける130万円と残りの数十万円を合わせた形の中で発注するような計画

になっている路線もございますので、前にも、以前ご説明させていただいたと思いますが、これは町が直接設計を組むと、やはり経費負けしてしまって延長が稼げないということでございますので、工区分けをしてでも、130万円以内の随意契約で発注したほうが地域のためにもなると、予算の有効活用にもなるというようなことで、今回もこのような形で対応させていただいているところであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

26ページの土木費、道路維持費ということで、今回、防雪用柵の部材の購入というふうに説明を聞いたと思いますが、これは防雪用の柵が古くなったり、いろんな形で消耗したりして、その不足を補充するのか。それとも、また路線の延長とか、そういったことを考えて幾らかの部材を購入するのか、お伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回、補正予算で計上させていただきましたものにつきましては、やはり経年劣化等々で部材が曲がったりとか、例えばワイヤーが切れてしまったとかという部分で、その部分を補う予算となっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

11ページに地域おこし協力隊に係る、何か所かあるんですけども。総務産業建設常任委員会の中では説明が詳しくあったようですが、以前の定例会の中でも、町の事業として、自分の近く、私のそばの地区です、を来てやっていくというような表明があった中で、何だかよく分からないような進め方、進み方になっているのかな。分かっている

人は分かっている、分からない人は分からないということで、非常に心細く思っているんですが、進捗というか、これからの考え方等も併せて説明を伺いたと思います、これ、全協でないといけないのか、ここで作れるのか、判断していただきたい。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

関係予算でありますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず2名の方、杉山地区の地域活性化も含めて、坂下町に着任を昨年の4月にさせていただきました。中心となる活動が、古民家カフェを運営して、整備、運営して、地元の地場産品等を使った6次化と集いの場所、人々が交流する活性化の場ということで予定をしておりました。対象となる古民家につきましては、いろいろ1年間かけて検討して、いろんなお金の積算もしたんですが、少しあまりにもちょっと金額が大き過ぎるということで、その古民家を利用した古民家カフェについてはちょっと断念をしたというような経過がございます。こちらについても1年かかってしまったんですが、なるべく早く判断をして、方向転換をすると、方向転換というか、そちらが活用できないというようなことでの今度方向性を見いだしていきたいというふうに考えております。

基本的には、今、町の加工所を利用して、そういう杉山とか坂下町の産品なんかを使って商品を開発していただいて、そういう技術を磨いていただいて、また退任後の活動につなげていただきたいというのが、今回の補正予算の細かい内容として計上しているというようなところであります。1名の隊員につきましては杉山のほうにもう移住しておりますので、杉山地区の活性化のために今後も尽力していきたいということは、それは変わっておりませんし、もう一人の隊員についても、現在のそちらの隊員の住居に事務所を構えて杉山地区の人々との交流も含めて携わっていきたいというふうな活動は続けていくということでご理解をいただきたいと思います。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

補正と離れちゃうとまずいんですけど。これを1年間の紆余曲折の中で結果的には2人いらっしゃるけれども、1人は辞めたんだという話したり、もうとっくにあるいは駄目になったんだという、うわさが飛び交ってしまっているという状態というのは非常に好ましくないことでありますので、情報の伝達というか、私ども議員にさっき説明したことが、もう変わったと、変わらざるを得ないというときには、早急にやっぱり私ど

もに伝えるべきかなというふうな思いをしているところですけども、その辺について、お伺いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

その辺についても、少し情報の伝達が遅くなってしまったということと、あと当然杉山区のほうにお知らせをしなくてはいけないということでもありますので、それは責任を持って対応したいということと、今回変わったのは、拠点となるべく古民家を活用しないというところが変わったものであって、基本的には活動の方向性は変わっていないということでご理解いただきたいと思います。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

そうですね。私が何か誤解を受ける、杉山の私の家の隣で起きていることなので、何か私自身がどうのこうのということとは関係なく、町の一つの事業となっていることについて、経過がそういうふうによく分からない状態になっていて、そういったことで分かっているのであれば、やっぱりその地元の方々にも不安を与えることなく説明ができるということもございますので、全く私個人とは関係なくて、議会にこれからも説明を迅速にお願いしたいというふうに思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今、杉山地区も含めて早急に対応できるようにしてまいります。よろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

今の引き継ぎますが、3 月の予算で取った購入費は執行していないということの認識でよろしいでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

3 月の当初予算でもご説明いただきました古民家の取得費と賃借料については執行しておりません。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第35号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第36号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第37号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」
を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第38号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第39号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第9、議案第40号「令和5年度会津坂下町坂下東第一区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

歳出の事業費であります。今回2,400万円の減額であります。いわゆる区画整理はなかなか遅々として進まないんですが、今回、この減額されたことによって区画整理の事業に与える影響についてお伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今年度、国からの交付金が県全体でもかなり減額されて、要は区画整理事業というのは県のパッケージの中の一つの事業でございまして、その減額された分が各事業を行っている市町村に配分されたというようなことでございます。

進捗に関しては当然影響が出ております。今回、減額させていただいた分というのは移転補償費でございまして、今、メインで進めさせていただいておるのが都市計画道路という喜多方坂下線、いわゆる原街道沿線。それから、あわせて羽林線、現坂下高田線の部分で移転を進めさせていただいておりますが、そのうち1件分の補償費を今回減額させていただいたということでございますので、当然それによって若干の進捗に影響は出るものと考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号「令和5年度会津坂下町坂下東第一区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第10、議案第41号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、議案第42号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎請願第2号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、文教厚生常任委員会に付託しておりました「請願第2号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

委員長報告を申し上げます。

去る6月14日午前10時より文教厚生常任委員会を北庁舎会議室において、委員7名全員出席の下、開催しました。

本委員会に付託されました「請願第2号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」について審査を行いました。

審査経過として、委員全員から意見を伺い、意見の内容として「復興はまだまだ道半ば、現状はここにあるとおり採択すべきもの」「趣旨については理解し賛同する」「毎年出されている内容であり、まだまだ支援を必要としている生徒はいると思う。賛同する」「内容について賛成」「単年度でなく複数年度の計画をしてもらえばと毎年思っている」との意見が出されました。

議員全員からのご意見をいただき、委員長を除く6名で採決した結果、本請願についての審査の結果、採択することに賛成する方の挙手6名。全員賛成により本請願書を採択することに決定いたしました。

委員長報告は以上でございます。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

請願第2号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。請願第2号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第2号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。再開を11時10分といたします。（午前10時56分）

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午前11時10分）

◎請願第3号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第13、総務産業建設常任委員会に付託しておりました、請願第3号「新庁舎建設に関する請願」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

請願第3号「新庁舎建設に関する請願」について委員長報告を申し上げます。

去る6月14日午前9時55分より、総務産業建設常任委員会を3階大会議室にて、委員7名全員参加の下、新庁舎に関する請願について審査をしました。

委員全員から意見を伺い、意見として、「継続審査としたい」「12月のときと類似している。12月は建設場所の表明はしていなかったが、今は建設場所を表明している。今回は採択すべきだが意見書は直ちに出すとは限らないのではないか」「反対である。議員でも新庁舎建設検討特別委員会があり、町長側からも案が出されていない」「賛成である。12月の請願と類似しており、前副議長からのもので図面まで添付されている。新庁舎建設検討特別委員会でも検討してほしい。継続審査もあり得る」「今後、坂下高校

跡地なども出てきた場合などを想定すると反対である」「執行部側でも町民の意見を聴いているとしているので反対である」との委員長を除く6名の意見があり、その中で2名から「継続」という意見があったため、継続審査すべきかどうかを諮りました。

継続審査の採決につきましては、「新庁舎建設検討特別委員会に諮るべき」との意見が出されましたが、委員会に付託されておりますので、新庁舎建設検討特別委員会に諮るということではなくて、委員会判断をすべきであり、そのことにもっと時間を要するかどうかの採決をいたしました。委員長を除く委員6名の継続審査に関する採決の結果、継続の挙手を求めた結果、挙手2名。その結果を受けて、継続審査すべきが少数だったため、請願の採決を引き続きいたしました。

この請願について、賛成する方の挙手を求めた結果、挙手3名。反対する方の挙手を求めた結果、挙手3名となったため、委員長も採決に加わり反対の立場であることを表明し、次の意見を述べさせていただきました。

12月の請願採決の経過もあり、また現在、議会と執行部との継続協議において、執行部でも再度計画を練り直しており、その間に場所を特定するようなことは委員会として、すべきではないのではないか。

以上により、この請願は賛成少数のため否決となりました。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

請願第3号について質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

ただいまの委員長の説明の中に不可解な点がございますので、ご質問させていただきます。

今ほど委員長は可否同数のため委員長が採決に加わったという説明をなさったんですけれども、委員会条例第15条の中では「可否同数の場合は委員長が決することによる」となっております。その2項において、その際に「委員長が採決に加わることができない」と規定されておりますが、認識はいかがでしょうか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

同数の場合は委員長の発言をもって決することと承知しております。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎ 4 番（赤城大地君）

そうしますと、今の説明は言葉のあやのようなもので、今の委員会条例の認識だということでしょうか。可否同数の場合は、つまり委員長の私見をもって決めるわけではなく、委員が7名ですから、4対3になって賛成少数になったわけではなく、賛否が3対3で同数になった。委員長の私見をもって決めたのではなく、委員会条例第15条の下、委員長の採決、委員長決裁によって決められたものだ。そう認識いたしますが、そうなった場合に、不採択に委員長が決裁なさった理由というのは何でしょうか。

議長決裁、委員長決裁というのは、現状維持の原則というものがあります。現状維持の原則というのは、何かを変えようとしている動きに対して変えないように判断するというものですが、これは議長であろうが委員長であろうが、可否同数になった場合の判断基準として用いられるものです。

今回の請願の趣旨については、まさに議会へ議決どおりに現状維持を望むものでありますので、どちらに判断するかというのは委員長の判断にはなりますけれども、その原則によれば、委員長決裁においては、採択と判断すべきものだったのではないかという見方もできるんですけれども、その認識等お伺いできればと思います。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、同数の場合は委員長の権限で決するというございます。そして、その理由といたしましては、先ほど申し上げたことと重複いたしますが、12月の請願採択の経過もあり、また現在、議会と執行部との継続協議において執行部でも再度計画を練り直しており、その間に場所と特定するようなことは、委員会として、すべきではないのではないかというような見解でございます。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

これ、確認なんですけれども、常任委員会での議論の中で、建設検討委員会という言葉が何回か出ていると思うんですが、これについては町で設置している検討委員会という受け止めでよろしいのでしょうか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

検討委員会に関しましては、議会の中の新庁舎建設検討特別委員会のことを指しております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。請願第3号について討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私は委員長報告に対し反対。すなわち、この請願を採択すべき立場として討論いたします。

去る5月29日及び6月8日に町長より、今後の庁舎建設及びまちづくりに対して、その進め方と考え方が示されました。それは、これまでとは違い、一方的なものではなく、議会や全町民の皆様と一つ一つの議論を重ねながら決定していきたいというものでした。したがって、二代表制の下、議会においても、それ補完する案または対案を持つべく全町民の皆様のご意見を伺うよう同様の措置を講ずるべきと考えます。

今回の請願の趣旨は、まさにその一案として議会で議論してほしいというものでございますので、採択をし、時間をかけて議論されるべきものとするため委員長報告に反

対いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口 享君。

◎8番（山口 享君）

私も委員長採択では否決されましたが、この請願に賛成の立場から討論いたします。

まずこの請願の代表は、言うまでもなく当議会の元副議長であった方であり、何よりも地方自治に精通している方でありました。また、通常の請願とは異なり、参考資料として新庁舎の図面、説明書、スケジュール等までも添付されております。元副議長の現在の町政、議会を憂い心配されての行動であり、むげにすることはできないと思われます。よって、この請願を慎重に審査し、請願者の意図を解し、町当局へ意見書を提出することに賛成といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

私は請願に対し採択すべきものとして討論します。

庁舎建設において、町長は厚生病院跡地を挙げていましたが、現時点においての建設地はまだ確定されたわけではありません。そのことを踏まえると、請願の内容を見る限り、現庁舎跡地に建設した場合のレイアウトであり、参考になるものと見ることができます。それをまた議会が、これから庁舎建設場所の議論を交わす上で町民の声として取り上げるべきものと考えます。会津坂下町議会基本条例の中に「議会は協働のまちづくりを推進するために町民と意見交換し、町政全般に関する課題を的確に把握する」とあります。以上のことを踏まえて、私はこの請願を採択すべきものと考えます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

私は委員長報告のとおり、不採択とすべきものとして討論をいたします。

そもそも昨年の 6 月に私たちが請願を採択したその内容というのは、現庁舎の場所を含めて全体的に考えてくださいといった内容であったと思います。決して 1 か所を指して、ここが有利、あるいはここにすべきということの請願ではなかったと思います。これに基づいて町は検討した結果、2 月 22 日に町長は厚生病院跡地というふうに表明はいたしました。その後、地域懇談会等々で各町民の意見を取り上げて、最終的に、その後、議会に対しての議決の要請はまだしておりません。当初 6 月議会に申し上げたいという、上程したいという話もありましたが、住民等々の意見を尊重して、6 月議会での上程はせず、まだ考えていきたいという旨もありました。

したがって、当初私たちが請願をした昨年の 6 月の内容と同じように、現在、執行部のほうでいろんな考え方をもって検討をしているものと承知しております。ついては、1 か所について、ここがいいという、またはここにすべきという本内容の請願は不採択すべきというふうに考えております。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13 番（小畑博司君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、小畑博司君。

◎13 番（小畑博司君）

私はこの請願について不採択とすべきものという立場で討論いたします。

昨年 6 月の件については今ほど同僚議員からあったとおりでございます。中では、新しいことが 5 年経過した中で、あるいは 4 年経過した中で新しいことがあるのかというようなお話もいろいろございますが、ご存じのとおり、ハザードマップについてはここが最大 3 メートルの浸水になると。気候危機、気候変動が激しくなって、今まで想像できなかった災害が起きるような時代に突入してしまった。こんな大きな変化があります。そんな中で坂下町にとってベストな建設の在り方はどのようにすればいいのか。きっちりと町当局に協議をしていただきたいという請願でございます。

同時に今進められているのは建設だけではなくて、まちづくりも含めて町民の皆さんの意見を伺いながら進めてまいりたいということも、併せて町長から表明をされているという中で、この議会で場所を決定するというようなことはあってはならない。今後、町のしっかりした考えの下に、改めて出来上がった構想を、町で設置してあります検討委員会の皆様にご説明申し上げながら、私どもに改めて協議をこの議決の場に出すというふうな順序を踏むべきなのが当然だというふうに思いますし、以前の 5 年前の段階で

の議会の立場としても、場所について町民の皆様に、議会ではこうだというようなこと
をお示ししたことはございません。それについて議論したこともございません。検討委
員会の中では様々なお話がされました。そんな経過も踏まえて、前副議長の請願であろ
うとなかろうと、今、求められているのは、真剣にベストな庁舎を建てるにはどうする
んだ。まちづくりをどうするんだということの協議は非常に大事なかなというような思い
でございます。

したがって、今回の請願については不採択とすべきものと発言に代えます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

私は、この請願は否決、常任委員会で否決されましたが、私は可決すべきだと考えて
おります。その理由といたしましては、今、ここに場所が決まったという、そういうこ
とじゃなくて、今、議会で全員で話し合おうということを先月の全協で話し合ったばっ
かりです。まだ議題にも載っていないはずです。その参考資料として、一町民の図面提
出は、私は参考にして討議すべきではないのかなと思いました。多分いろんな方からも
これから出るかもしれないし、出ないかもしれません。でも、参考資料として私たちは
受け入れる義務があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。議会とし
て大きな役割を感じております。私たち議員の討議する材料として捉えないと、何でも
自分たちは厚生病院で決まっているんだと。自分たちの個人個人の判断ですから、それ
は構いませんが、そういう段階では今ないと思います。もっともっと議員で討議すべき
材料として、この請願は受け入れるべきだと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私はこの請願を否決する立場で討論いたします。

先ほど来から同僚議員から様々な意見が出ておりますが、この請願文書の中に5年前
の議決を覆すとありますが、決して議会の中で覆したこともございませんし、これから
まだまだ進めなければならない。そして、わたちがこれからすることは、とにかく議会

の中で町も一緒に新しいまちづくり、これを進めるということが、今、大きな要件の一つになっておりますし、この中に最後には、この図面どおりの設計を望むものではないとしながらも、「5年前の議決に基づき速やかに建設計画を実施するよう」という、その文言、それを請願するとあります。ですから、私たちが今ここ議会の中で、それを受け入れてということは、先ほど来より、ぜひこの中身をみんなで検討するというようなお話もありますが、それはまた別のもので、この請願に対するものに対しては、私は反対の立場を取ります。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

私は、このたびの請願書、新庁舎建設に対する賛成の立場から討論させていただきます。

まず、新庁舎建設の計画時においては、最も住民の関心が高いのは庁舎の立地であり、町を二分化する話題となって、それぞれの立場で発言しております。全てが正論であることは問題を難しくしているのではないだろうかというふうに考えます。つまり、どの場所にも長所短所があると思いますし、そのため、まず5年前、5年前と申しますか、もちろん町が各種団体で、今の古川町長の下に、この位置を議決されたことは間違いございません。その後、財政状況、町の状況も悪化、懸念される中で、町は建設中止をしたわけではなく延期を表明して、現在に至っているわけでございます。昨年の6月定例会において、議会より建設場所の再考についての意見書が提出されまして、6月ですら1年間時間を費やし、アンケートなり、あるいは2回の懇談会を実施されたことは事実であります。

しかしながら、今、町民の二分化の現象、現況とも言われる中で、このような状態の中で後世に残す、現在の建設場所を、町を二分化したいろんな意見がじわじわと出てくるわけですので、そういう問題をやはり後世に残すということだけでなく、提出された請願については、もう一度きちんと決定したわけで、5年と書いてありますが、一つの参考資料として提案したいと。よく会津坂下町を知り尽くしていらっしゃる請願者と私は思っております。

今までの議決の重みもありますし、やはり行政執行のあしき前例となり得るようなことは、やはり会津地方は、あるいは全国的な議会にも、こういうことはないのではないかとこのように私は考えますし、思っております。今ここでしっかりと認識すべきことがあろうではないか。やはり請願書を熟慮して、ここでは新たな机の上で議論をするということで、請願は採択すべきという立場からの討論といたします。

◎13番（小畑博司君）

議長、議事進行。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

この請願につきまして、願意につきまして確認する必要があると思うんですが、あくまでも本請願につきましては、5年前の議決に基づいて、ここに速やかに建設するようにというふうな願意ではないかと思うんですが。あくまでも参考資料にしてくれとか、議論の材料にしてくれとかというものではないというふうに受け止めるべきだと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

◎議長（水野孝一君）

一時休議いたします。

（午前11時32分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時33分）

小畑博司君、もう一度詳しく。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

討論をすべき中身について、皆さん、様々なご意見、当然だと思いますが、この請願の願意につきまして、5年前の議決に基づき速やかにこの場所に建設をしてくれという願意というふうに受け止めているんですが、これからの議会の中での討論の参考にしてくれとか、そんなことの願意ではないというふうに思いますけれども、その願意をきちんと受け止めないで議論をしていますと、請願者に非常に申し訳ないというふうな思いもございますので、そこは明確にさせていただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

一時休議します。

（午前11時34分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前11時38分)

小畑議員の参考の件なんですが、何ともこれ、どちらともなかなか取りようがないんで、どちらにも取れるわけですね。だから、それはそれでというようなことで、小畑議員、どうですか。

(「意見書」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

それでよろしいですかね。参考意見の意見が出たんですが、参考意見もやむを得ないというような判断も、ここでしたんですが、いかがでしょうか。

(「ここは討論の中で今は討論だ」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

一時休議します。

(午前11時39分)

(休議)

◎議長(水野孝一君)

再開いたします。

(午前11時40分)

小畑議員の発言でございますが、今回、それは聞いておくというようなことで議長としてとどめたいんですが、いかがでしょうか。いいですか。

◎13番(小畑博司君)

議長、13番。

◎議長(水野孝一君)

13番、小畑博司君。

◎13番(小畑博司君)

請願の文書の中の一番締めめに、5年前の議決に基づいて速やかにここに建ててくれというふうに言っていると思いますが、違うんですか。参考にしてくれと書いてあるんですか。

◎4番(赤城大地君)

議長、議事進行。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

今ほど同僚議員のほうからもありましたが、この場は討論の場ですので、小畑議員の

申し上げることは審議の内容でございます。したがって、本当にそれを審議するのであれば、今この場ではなく、一度戻る必要があると思いますので、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

今、赤城大地議員からも戻るべきだという話があったんですが、討論の場でございますので、そこまではいかないでしたいと思います。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

それは議長の判断ですので、お任せしたいと思うんですけども、本当に今の小畑議員のご意見を取り上げるとすれば、私は委員会差戻しが適当でないかと思うんですけども、ご判断よろしくお願いいたします。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

議事進行で。

この今ここですべきことは、この請願に対して、これを採択するか不採択にするかの結論だと思うんです。それで、先ほど来から副議長もいろいろおっしゃっていましたが、最後の文言、「5年前の議決に基づき速やかに建設計画を実施する様町当局へ意見書を提出することを請願する」、これがこの請願の一番の内容だと思うんです。それに対しての採択か不採択かということだと思いますので。

ただ、先ほど常任委員会の委員長からの発言では、説明もあったと思うんですけど、これについても、常任委員会でも同じようなことが出ましたので、あくまでもこれに対する採択か不採択かということ。そして、中身を参考にしながら、みんなで検討するということはまた別物で、これについては委員会もしくは議会のほうに差戻しをして、その上で話し合いをするというような形にしなければ、何だか話がごちゃごちゃになっているような気がするんですが。

◎議長（水野孝一君）

意見は、意見書を皆さん熟読しているわけでございますので、これはこれということ

で採決したいと思います。
ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、請願第3号「新庁舎建設に関する請願」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
請願第3号に対する委員長報告は不採択であります、採決は可とすることを諮る原則により、請願を採択することについてお諮りいたします。
念のため繰り返し申し上げます。
請願第3号に対する委員長報告は不採択であります、採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。
この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎議長（水野孝一君）

起立少数であります。
よって、請願第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第15、発議第2号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

去る6月14日午前10時より、文教厚生常任委員会を北庁舎会議室において、委員7名全員出席の下、開催して、「被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について」審査、審議を行いました。
意見書（案）について申し上げます。
東日本大震災から12年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により

就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われております。令和5年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されております。福島復興、再生に向けての手厚い支援が実施されておりますが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。令和6年度以降においても、本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

意見書の題案として、1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和6年度においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算措置を行うことについて実施を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書（案）を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第2号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第15、発議第3号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

発議第3号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について」

去る6月14日午前9時55分より、総務産業建設常任委員会を3階大会議室において、委員7名全員参加の下、開催をいたしました。そして、審査をいたしました。

委員全員から意見を伺い、意見として、「内容等はこのとおりで採択すべきである」「一国民としてはこの意見書に賛同する」「地方議会の議員としては視点が異なる。今回のインボイス制度の導入は地方財政にプラスに働く側面もあるので、一地方議会の議員として反対するのは好ましくないと思っている」「どちらでも間違いではない。自分は意見書は出すべきでないと思う」「賛成である。インボイスは税率の変わらない増税でしかない」「賛成。10月から始まるので、この機会は逃せない」「小規模事業者やフリーランスに不利益をもたらす」「当議会でもシルバー人材センターからの請願に対して賛成多数としている経緯がある」「この意見書（案）に賛成である」「賛成である。私は見直しよりも廃止の方向で意見書を出していただきたい」との意見が出されました。

委員全員からご意見をいただき、委員長を除く6名で採決をした結果、本意見書について採決した結果、賛成多数により、本意見を採択することといたしました。意見書に賛同しない議員の名前は、本人の意思により記載しない旨の要望がありましたので、記載しておりませんので、申し添えさせていただきます。

意見書は次のとおりでございます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書（案）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、2023年10月からの実施に向けた準備が進められているが、同制度は事業者間の取引慣行を壊し、事業者免税店制度を実質的に廃止するものである。

適格請求書（インボイス）の発行には少ない営業収入でも課税事業者となる必要があり、消費税納税義務が発生する。また課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるにはインボイスを要するため、免税事業者は取引から除外される可能性がある。

個人事業主、フリーランス、小規模農家等、広域に負担増を強いられる。一方、課税

事業者であっても、支払先の多くが免税事業者で当該支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず多額の税負担が生じる。

全国中小企業団体中央会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会及び全国青色申告会総連合等の中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、または見直しの表明や懸念の声を上げている。

中小零細事業者にとって、消費税の価格転嫁は困難な状況にあり、同制度導入を契機とした廃業の増加を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。加えて制度の周知が不十分で、このまま実施されれば多くの混乱を招く。多くの事業所は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、同制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではない。

つきましては、中小零細事業者の事業継続と再生、引いては日本経済振興のためにインボイス制度導入の延期・見直しを求める。

記

1、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月16日 会津坂下町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、復興大臣宛。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

常任委員会の質疑の中で、地方議会として、あるいは地方議員として、この意見書は出すべきでないというふうな意見が出たやに聞きましたが、その根拠などまで含めてお話しなされたのかお伺いします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

根拠でございますが、「実情を見ると、令和5年の国の歳入予算を見ると、消費税の算入分が約20%。一昨年の決算で32.3%になっている。実情は国家運営上、なくてはな

らないものだ」との見解がなされております。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私は委員長報告に反対。すなわちこの意見書を提出すべきでないという立場から討論いたします。

一国民として、あるいは地方経済状況に鑑みると、この内容について大いに賛同いたしますが、地方議会の議員としては若干視点を変えなければならないと思われます。

インボイス制度導入の目的は、国家予算における消費税自体の増収であり、決して増税ではありません。令和5年度の国の歳入予算を見ると、消費税は20%。一昨年の決算においては36%を占めており、歳入において最も大きいものと、公債費を除いて、最も大きいものとなっております。

インボイス制度の導入により、消費税自体の増収を見込んでいるとすれば、それは地方消費税や交付税措置などに影響があるものと考えられます。そもそも消費税導入の経緯をたどってみると、昭和62年に伊東正義衆議院議員が座長を務められた与野党合同の税制改革協議会などの議論において、その目的の一つに地方への分配が挙げられております。それらの消費税の性格を考えると、今回のインボイス制度の導入は地方財政に対してプラスに働く側面もあるため、地方議会の議員としては一概に反対できないものと考えます。

ただし、平成元年の判例等にもあるように、益税なのかそうでないのか。現状預かり金かそうでないのかなど、消費税そのものの在り方に対しては大きく疑問を残す現状となっているため、今後、国会にて早期に解消していただくようお願いを申し添えて反対の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

私は賛成の立場で討論いたします。

消費税そのものは国の歳入の大きな部分を占めるようにまでになりました。このしくみそのものがつくるひずみというのは非常に大きいものがあります。なかには大企業におきまして何千億という消費税が戻し税として企業に戻ってきている。こうした何兆円であります。そんな中で、今回のインボイス制度につきましては、たかだか、たかだかというか、1,500億円を集めるために免税事業者に対して無理難題を強いる制度であります。小規模事業者あるいは農業者、個人事業主、彼らは消費税に転嫁することが難しいか、できない。そういう弱い立場にあるという実態も、皆様、把握しているとおりであります。この制度をそのまま発車すれば地方経済の衰退に拍車をかけることになる。このインボイスによって、増収が各地方にもたらす影響などというよりは、地方経済を全く考えない単なるいじめではないかというふうにさえ思います。したがって、この意見書の採択に対して賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

昼食ため休議といたします。再開を午後 1 時といたします。

(午後 0 時00分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後 1 時00分)

◎発議第 4 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第16、発議第 4 号「2, 4, 5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2 番（蓮沼文明君）（登壇）

去る 6 月14日午前10時より、文教厚生常任委員会を北庁舎会議室において、委員 7 名全員出席の下、開催し、「2, 4, 5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書（案）の提出について」についての審査を行いました。

委員全員から意見を伺い、意見内容としては「今はコンクリートで固めて埋設されている。しかし大雨のときの流出等が怖い」「危険を取り除くことは必要なので要求はしていくべきだと思う」「大雨のときが心配。心配だから点検をしているんだろう。一部には騒ぐから風評被害があるとの意見もある。しかしきちんと出していくべき」「いつから埋設されているのかを、その文言を入れたらどうか」、これは意見書（案）について「昭和47年より」という文言を今回入れまして、意見書（案）に反映させております。

以上、意見が出された。

委員全員から審査におけるご意見等をいただき、委員長を除く 6 名で採決した結果、本意見書（案）について採択することに賛同する方、挙手 6 名。全員賛同により本意見書（案）を採択することに決定いたしました。

裏面において、「2, 4, 5-T系除草剤を早期に撤去すること」、この意見書を添付してございます。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎8 番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

委員長説明によりますと、昭和47年よりとなっているんですけども、この根拠を教えてください。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）

初めの審議の際、昭和47年が入っていなかったわけです。やはり具体的に、今回、何年から始まったのか。それをより具体的に入れたほうが分かりやすいのではないかと、委員からの意見がありまして、事務局から検索していただきまして調べていただきまして、今回この文面、意見書（案）に入れたという、今回の経緯であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号「2，4，5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

◎議長（水野孝一君）

日程第17「議員派遣の件」を議題といたします。

内容について、職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和5年6月16日

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一

1 県町村議会議長会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、広報広聴特別委員を対象に編集技術を習得し、議会広報の充実を図る。
- (2) 派遣場所 福島県福島市
- (3) 期 間 令和5年6月27日（火）
- (4) 派遣議員 議員5人以内

2 行政調査議員研修

- (1) 目 的 庁舎建設について
循環型社会のまちづくりについて
- (2) 派遣場所 福岡県鞍手町、福岡県大木町
- (3) 期 間 令和5年7月4日（火）から6日（木）の3日間
- (4) 派遣議員 議員7人以内

3 第34回両沼地方町村議会議員大会

- (1) 目 的 議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る
- (2) 派遣場所 福島県大沼郡昭和村
- (3) 期 間 令和5年7月7日（金）
- (4) 派遣議員 議員14人以内

4 行政調査議員研修

- (1) 目 的 部活動地域移行の取組について
学力向上の取組について
再生可能エネルギーについて

- (2) 派遣場所 新潟県胎内市、秋田県東成瀬村、山形県鶴岡市
(3) 期 間 令和5年7月26日(水)から28日(金)の3日間
(4) 派遣議員 議員7人以内

◎議長(水野孝一君)

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により、議員の派遣をしたいと思
います。これにご異議ありません。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長(水野孝一君)

日程第18「継続調査の申出」を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、広報広聴特別委員
会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会
閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに
決定されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長(水野孝一君)

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第2回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月11日、葛尾村村政施行の100周年記念式典に出席してまいりました。式典では、議員の皆様をはじめ町民皆様の葛尾村に対する東日本大震災からの復興支援、及び地域間交流を通じた協力などの貢献がたたえられ、感謝状を頂いてまいりました。この場をお借りして、ご報告申し上げます。

さて、6月8日から本日までの9日間、議員の皆様方には真剣かつ慎重にご審議を賜り、閉会を迎えることができました。本定例会に提出いたしました案件は21件でありましたが、人事案件をはじめ条例の一部改正、町道路線の認定について、一般会計並びに各特別会計の補正予算の全議案について、原案のとおり議決を賜りまして心より感謝を申し上げます。

また、今後進める新しいまちづくりにつきましては、町民の皆様にも参画していただき、中心市街地活性化の検討や都市マスタープランの議論も開始してまいります。そして、第6次会津坂下町振興計画後期基本計画における将来の会津坂下町のグランドデザインを町民の皆様と、議会、そして町が一体となって描き、新しいまちづくりが町民の思いを反映し、やりたいことがあふれる将来にわたり住み続けたい町の実現につながるよう尽力してまいります。本会議中に議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきましては肝に銘じ、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。また、いただいたご意見やご提言のうち早期に実施可能な取組につきましては速やかに着手してまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもちまして、令和5年第2回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後1時12分）

直ちに議員による議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

議会運営委員会終了後、議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、関係者はご参集ください。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月16日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員